「電気事業法第106条第3項の規定による報告徴収」に対する報告について

当社は、本年1月20日に経済産業省資源エネルギー庁より受領*した「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収」に対し、小売電気事業変更登録申請が遅延した原因および再発防止策等をとりまとめ、資源エネルギー庁に報告いたしましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、今後このような事案が発生しないよう再発防止策を徹底するとともに、 引き続き、コンプライアンスを重視した業務運営に努めてまいります。

※2023年1月20日お知らせ済み

以上